役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県水産振興協会(以下「本協会」という。)の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び役員、評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号、以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性を図ることとする。

(定義等)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいい、定款第10条に基づき置かれる評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち月20日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及び額の決定)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。常勤役員の年間報酬額は、1人当たり300万円以内とし、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支払と控除)

- **第4条** 常勤役員の報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 常勤役員の報酬は、原則として職員給与の支給日に支給する。ただし、やむをえない事情があり本人の同意を得た場合には、支給日等を変更することができる。
- 3 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 4 月の途中で常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤役員を退任した場合、あるいは死亡した場合は、報酬は日割計算で支給するものとする。
- 5 前項の規定をもって報酬を支給する場合、第4条第2項の額の25分の1をもって1日の額とする。

(費用)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1. この規程は、一般財団法人岡山県水産振興協会の設立の登記の日から施行する。
- 2. この規程の変更は、公益財団法人岡山県水産振興協会の名称変更の設立の登記の日から施行する。